

島根県漁業試験船「島根丸」代船建造に係る仕様書特記事項

- 1 造船所は、落札決定後直ちに建造する船舶の設計及び工事の責任者（総括・船体・機関・電気の別）の氏名及び履歴書（経歴書）を島根県に提出し、承認を得ること。
- 2 現場工事が始まるまでの建造設計に係る打ち合わせは、島根県が指定する場所で且つ設計の完了は協議の上設定する。
- 3 起工式・進水式・引渡式の費用は造船所の負担とする。その実施内容及び会場については、島根県・造船所で協議する。
- 4 諸検査の申請及び検査に要する手続・各官公庁への申請等諸手続は適切に行い、費用は造船所の負担とする。なお、船舶関連の法令上の手続き方法については、島根県と協議するものとする。
- 5 造船所は、島根県乗務員等が操船、機械類の取扱い等について習熟するための造船所技術者及びメーカーによる説明・研修・実施指導を造船所の負担において責任を持って十分に行うこと。
- 6 試験運転等のための燃料等の経費、回航に要する全ての経費は造船所の負担とする。回航後の燃料油及び潤滑油の残油等については、造船所は島根県に対価を請求しないこと。
- 7 引渡前の試験運転については、造船所技術員やメーカーの担当者が乗り込み、説明・研修等を行うこと。なお、技術員や担当者の旅費等は造船所が負担すること。
- 8 造船所は、建造する船舶についての火災保険・その他の保険期間を島根県浜田市着岸までとすること。
- 9 造船所は、引渡後の点検、修理、故障等発生時の対応等サービス、メンテナンスについて、県から要請があった場合は全面的に協力すること。
- 10 船型の設計においては、本船の係留場所の水深が4 mであることを考慮し、離岸、接岸に際して支障のないようにすること。
- 11 造船所は、現「島根丸」について、最終の航海から売却引渡しまでの間、係留管理等について協力すること。
- 12 引き渡し後2年間の保証期間があること。